

○東京藝術大学大学美術館観覧規則

〔平成11年5月27日〕
制 定

改正 平成17年3月28日 平成25年10月24日
平成26年10月4日 平成30年7月19日

(趣旨)

- 第1条 この規則は、東京藝術大学大学美術館規則第6条及び東京藝術大学大学美術館運営細則第3条の規定に基づき、東京藝術大学大学美術館（以下「美術館」という。）の観覧について定めるものとする。
- 2 美術館所属の陳列館、正木記念館、ギャラリー、田中記念室及び取手館の観覧については、別に定める。

(開館及び休館日)

- 第2条 美術館は、次の各号に掲げる日を除き開館する。
- (1) 月曜日 ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日を休館とする。
- (2) 月曜日が休日に当たり、かつ、引き続く火曜日以降も休日に当たるときは、前号の規定にかかわらず連続する休日の翌日を休館とする。
- (3) 入学試験期間
- (4) 年末年始期間
- (5) 展示替期間等
- 2 大学美術館長（以下「館長」という。）が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず開館又は休館することができる。

(観覧時間)

- 第3条 観覧時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、観覧券の発売は閉館時間の30分前までとする。
- 2 館長が必要と認めたときは、観覧時間を変更することができる。

(観覧券)

- 第4条 観覧者は、美術館所定の観覧券を必要とする。

(観覧料)

- 第5条 観覧料は次のとおりとする。

区 分		観 覧 料 金 (1回につき)	備 考
個 人	一 般	1 人 430円	一般とは、次に定める学生並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「18歳未満の者」という。）、高校生、中学生、小学生及び小学校入学前の者を除く者をいう。
	学 生	1 人 110円	学生とは、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の学生及び生徒（18歳未満の者を除く）

			をいう。
団	一 般	1 人 320円	団体とは、責任者に引率された20人以上の者が同時に観覧する場合をいう。
体	学 生	1 人 60円	

2 次の各号に掲げる者については、観覧料を徴収しない。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 高校生、中学生及び小学生
- (3) 小学校入学前の者
- (4) 団体観覧者を引率する責任者（団体観覧者20人につき1人とする。）
- (5) 身体障害者手帳等の所持者及び介護者各1人

3 前項第5号の身体障害者手帳等に関し必要な事項については、館長が別に定める。

（特別展覧会等の観覧料の特例）

第6条 特別の場合の展覧会又は他と共同主催をもって開催する展覧会等で、観覧料が前条の規定によりがたいときは、館長は、所要経費又は他の実例等を参考にして、特別に観覧料を定めることができる。

（観覧料の減免）

第7条 館長は、必要と認めたときは前2条に定める額の全部又は一部を免除することができる。

（職員等の観覧）

第8条 本学の役員、職員及び学生が観覧する場合には、無料とする。

2 前項の場合には、入館の際に、身分証明書又は学生証を提示し、所定の手続きを行わなければならない。

（無料観覧日）

第9条 館長は、開館記念日その他特に必要があると認める日を無料観覧日とすることができる。

（観覧の拒否）

第10条 次の各号に掲げる者は、観覧することができない。

- (1) 適当な引率者又は付添人のない小学校入学前の者
- (2) 泥酔者、その他観覧者に不快の感を与えると認められる者

（観覧者の禁止事項）

第11条 観覧者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 展示品に手を触れること。
- (2) 許可なく展示品の模写、模造又は写真撮影を行うこと。
- (3) 展示品、備品、施設等を汚損し、又はき損すること。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食すること。
- (5) 他の者の観覧を妨げること。
- (6) その他美術館の研究、教育に差し支えがあると認められる行為をすること。

2 前項の規定に違反した者に対しては、退館を命ずることができる。この場合、既納の観覧料は返還しないものとする。

(損害弁償)

第12条 観覧者が展示品、備品、施設等を汚損し、又はき損したときは、その事情によって相当の弁償をしなければならない。

(優待券)

第13条 館長は、必要と認めたときは優待券を発行することができる。

2 優待券に関する必要なことは別に定める。

(招待)

第14条 館長は、展覧会の開催に際し、その関係者を招待し、又は招待券を発行することができる。

(雑則)

第15条 報道関係者が報道の取材のために展示品を撮影する場合等は、この規則は適用しない。

附 則

この規則は、平成11年5月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年10月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月19日から施行する。